

子どもの人権連第39回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2024年9月13日（金） 15:45～16:15 総会
16:15～17:30 学習会
日本教育会館 9F 「平安」

活動報告

(2023年9月～2024年8月)

障害者権利条約第1回日本審査総括所見が22年9月に出され、分離教育である特別支援教育への懸念や、時数制限である4.27通知の撤回などが示されました。しかし、文科大臣は「特別支援教育の中止は考えていない、4.27通知の撤回についてもない」とし、条約批准国として大きな課題を残しました。これを受けて23年度の子どもの人権連総会・学習会(23年9月8日)は、弁護士の大谷恭子さんと元日教組インクルーシブ教育部長の和田明さんを講師に「障害者の地域生活とインクルーシブ教育—障害理解『医療モデル』⇒『社会モデル』そして『人権モデル』へ」と題して開催されました。

第25回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業には、募集数を上回る応募があり、新規を含む16の事業に助成を行いました。第23回の助成事業についての報告をいんふおめーしょんに掲載し、各団体の活動内容を共有するとともに、いんふおめーしょんNo.172までをH.Pにアップし、子どもの権利に関する情報等を発信しました。

23年8月、フィリピンのケソン市で開催された第8回子どもの権利連合ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会合に平野裕二代表委員を派遣し、『子どもの権利の主流化』に関する国連事務総長ガイダンスノートなどが報告された他、11月に韓国ソウルで開かれた「アジア子どもの権利フォーラム」に平野裕二・森田明美代表委員の二人を派遣(森田は指定発言者)し、子どもの権利と「教権(韓国の教師が外部の干渉を受けずに子どもを教育する権利)」は決して対立関係にはないことなどが共有されたほか、いんふおめーしょんNo.177で報告し運動強化に努めました。

リーフレット「知っていますか?『子どもの権利条約』 知っていますか?子どもたちの今」や子どもの権利条約紙ファイル、不織布バッグ等のグッズを子どもや教育に係るNPO・NGO等のイベントや教職員組合の学習会・フォーラム等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めました。また、自治体や幼児教育施設等での研修や、日々の活動に活用できるよう、希望があれば送付しました。「子どもの権利条約を知らない」子どもが半数いることをふまえ、学校・地域等で子どもにもおとなにも周知するとりくみを拡げていかなければなりません。

「こども基本法」が昨年4月に施行され、「こども家庭庁」が発足しました。また、12月には「こども大綱」が閣議決定され、努力義務ではあるものの各自治体が制定する「子ども計画」に、多様な人格の尊重、子どもの最善の利益、子どもの意見表明など大綱の理念が反映されることになりました。しかし、80か国近くが制度化している「子どもオンブズパーソン/子どもコミッショナー」には、子どもの権利委員会から勧告されているにもかかわらず言及していないなど課題が残りました。今後は各地で制定や改定される「子ども条例」が権利条約に沿ったものとなるよう運動を強化する必要があります。

子どもの貧困・虐待・いじめ・不登校・自死等、子どもをとりまく状況は深刻さを増すばかりです。「子どもの最善の利益」が学校・地域・社会で保障されるよう、今後も人権連のとりくみをすすめていかなければなりません。

「活動方針（案）」

（2024年9月～）

I. 経過と情勢

子どもの人権連は1986年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

2019年には、国連子どもの権利委員会から第4・5回統合日本政府報告書への総括所見（以下、「総括所見」）が示されています。権利委員会の勧告をふまえ、子どもの権利にかかわるNPO・市民団体や自治体、教育関係者等と広く連携し、「総括所見」のフォローアップに努めていくことが重要です。

この一年間も、武力紛争における子どもの保護を規定する子どもの権利条約を遵守することなく、多くの子どもや市民が犠牲になっています。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始され2年半が経過したほか、イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの侵攻から11か月が過ぎました。国連が確認できているだけでもウクライナで約2000人の子どもが死傷（24年5月）し、ガザでは1万人以上の子どもの命が奪われているという報道もあります。国連は、世界各地の武力紛争がもたらす子どもへの影響を調査した報告書を公表（6月）し、昨年のロシアに続きイスラエルを、子どもの権利を著しく侵害した国のリストに加え、子どもを守る対策を講じるよう強く求めました。23年6月、ユニセフは世界各地で避難を余儀なくされた子どもの人数が4330万人（紛争暴力60%、気候変動40%）に達したことを明らかにしたほか、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）は、23年末時点で、紛争・迫害・暴力・人権侵害により避難を余儀なくされている人が1億1730万人（40%が18歳未満）を記録したと発表しました。多くの紛争地域では学校が攻撃対象とされ、避難を余儀なくされて難民となるなど、紛争や災害、貧困等により子どもたちの生命と人権が脅かされています。特に長く紛争が続く地域や経済的に苦しい国では男子は武装を強いられ最前線に送られるほか、女子は教育から排除され、児童婚や虐待、搾取されるなど、国際人道法に反する状況の地域があります。それらの状況に常に関心を寄せ、平和な社会の構築にむけて関係団体と連携したとりくみをすすめる必要があります。

日本においても、子どもをとりまく状況は依然として厳しく、22年度に児童相談所が虐待として対応した件数は21万9170（+11511）件に上り（厚労省調査）、毎年過去最多を更新しています。

厚労省は児童福祉司配置基準を3万人に1人に改正したほか、業務量に応じた上乘せ1人などで今年度までに6850人の配置を目標とした他、児童心理司も増員（児童福祉司÷2が一般的）して、児童相談所の相談支援体制を強化しました。今後は予防的支援を含めた支援体制の強化が急がれます。民法や児童福祉法、児童虐待防止法は、22年の改正により、「懲戒権」の削除とともに「体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」としています。また、「改正児童福祉法」（24年4月1日施行）では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や自立支援年齢の上限撤廃、子どもの意見聴取等のしくみの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入などが盛り込まれました。さらに、「児童をわいせつ行為から守る環境整備」として、保育士の資格管理の厳格化、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表・共有を可能とするなどの改正が行われました。しかし、資格のない保育士等への対応など子どもの安心・安全をどう守るか等、課題は残されたままです。子どもへの性暴力の事例は後を絶たない状況から、昨年4月に「教育職員等による児童生徒暴力等の防止に関する法律」、昨年7月には刑法が改正され性犯罪の規定が見直されたほか、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための

措置に関する法律」日本版 DBS など、性に関する法律の施行や改正が進みました。

性暴力をなくすためには、厳罰化だけではなく、ジェンダー平等や性の多様性など 8 つのコンセプトを含む包括的性教育（ユネスコ 2009 年）を早い段階からとりくむことが必要です。学習指導要領の「はじめ規定」は残されたままですが、子どもたちが自分の身体について知ることは権利であり、子どもの人権も含め、「性＝生」を考えることは自死数が高止まりする現代社会において最重要課題です。文科省がすすめる「命（いのち）の安全教育」にとどまることなく、より積極的な性教育が必要です。

昨年、「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足し、「こども大綱」が閣議決定されました。子ども・若者を権利の主体として多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し子ども・若者の最善の利益を図るとする「こども大綱」ではありますが、国連子どもの権利委員会から勧告されている「こどもコミッショナー」など子どもの人権を守る第三者機関の設置には触れておらず、課題が残されていることから、今後も関係団体と連携したとりくみをすすめなければなりません。各地域においては、これまでに 69 自治体が子どもの権利に関する条例を制定しています。また、子どもの相談・救済機関（公的第三者機関）を設置している自治体も 50 あります（5 月現在、「子どもの権利条約総合研究所」調べ）。今後、国においても国連の「総括所見」や「一般的意見」を反映させ、こども家庭庁が文科省等関係省庁との連携を強化し、子どもの権利保障をめざすとともに権利擁護のしくみを構築するよう求めていく必要があります。

今年 6 月、「子どもの貧困対策推進法」が、「子どもの貧困解消に向けた対策推進法」へと改称・改正されました。「貧困により子どもがその権利を害され社会から孤立することのないよう」と目的が示されました。こども家庭庁調査によると 21 年度の子どもの貧困率は 11.5%、ひとり親世帯の相対的貧困率は 44.5%にのぼり、政府が言う「こども未来戦略」「加速化プラン」などが持続可能な形で早期に実現し、本当の意味での教育の無償化や社会構造の変革につながるかを監視する必要があります。

文科省調査（23 年 10 月公表）によると、小・中・高校におけるいじめの認知件数は 68 万 1948 件（+66597）、「重大事態」は 923 件といずれも過去最高を更新しました。また、長期欠席者の数は 58 万 3419 人（うち新型コロナウイルス感染症回避 32916 人）、不登校は 35 万 9623 人となりました。さらに報道によると、小・中・高校生の自死は 513（-1）人に上り、深刻な状況が続いています。

文科省が 22 年に改訂した「生徒指導提要」では、これまでの生徒指導を大きく変え、子どもの権利条約にある「四つの原則を理解しておくことは不可欠」、「同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとって必須」と明記されました。しかし、条約を「内容までよく知っている」と答えた教員が 2 割、「知らない」と答えた子どもが半数（22 年、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 調べ）となり、子ども・学校・地域等での周知・理解が急がれます。

文科省は昨年 3 月、「不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにする」ことをめざすとして「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を通知しました。通知では不登校の子どもの支援はもとより、不登校になる前に「チーム学校」として「SOS を見逃さず支援」や、「学校風土の見える化」「児童生徒が主体的に参画する校則の見直し」「障害や国籍など違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に」などが述べられています。私たちのとりくみによって早期に実現させることが必要です。

日本は公的教育費・教育予算をかけない国であり、公的支出割合の順位も低位のままです。しかし、全国学力・学習状況調査では、「序列化や過度な競争が生じないように～影響を十分配慮すること」としつつも、結果的には子どもたちに競争を押し付けています。学校の順位・点数向上のプレッシャーから、学校現場では事前対策や独自テストなどをやらざるを得ない状況が続いています。国連子どもの権利委員会からは「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放」するよう再三勧告されています。また、「カリキュラム・オーバーロード」と言われる教育課程・標準時数 1015 時間に及ぶ授業時数の過密さと競争社会への不安などが、子どもの権利条約に掲げる「遊ぶ権利」を奪い、子どもの負担となっています。そして、ユニセフ「子どもの幸福度」ランキングによると、日本の子どもは精神的幸福度が低いとされています。過度な競争と相対的貧困は子どもたちの心に直結しています。学習指導要領の精選を含む学校制度改善を求め、心身ともに子どもたちが安心して暮らせるとりくみが必要です。

文科省は、全国学力・学習状況調査を来年度は中学校理科、26年度は中学校英語の4技能すべてを経て、2027年度から小中学校すべてをCBT化するとしています。一人一台端末を活用し、不登校や入院中などの子どもも参加可能となるとしていますが、子どもをさらに追い詰める可能性を考える必要があります。また、急速に進む教育のデジタル化は、子どもたちを分断し、学びの本質を変える可能性があります。デジタル化が「すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないように」という国連・子どもの権利委員会の警鐘をふまえる必要があります。また、デジタル化の様々な弊害に気づき、教科書などをもとの印刷物に戻す国もある中でデジタル化を加速させることは、商業化による教育産業の影が見えます。「ゆたかな学び」を再構築する必要があります。

障害のある子どもをめぐっては、早期発見、早期支援の名のもと「早期振り分け」が行われており、子どもの全体数が減少している中、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年過去最高を続けています。本人・保護者が地域の普通学級を希望しても、特別支援学級や特別支援学校をすすめられる事例が後を絶ちません。また、高校における定員内不合格についても、22年は全国で述べ1631人、23年度は2004人だったことが明らかになっています。文科省はこれらの調査をもとに「高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（24年6月）を発出し、定員内不合格を出す場合は「当該受検生に対しその理由が丁寧に説明されることが適切」、「定員内不合格を出さないよう取り扱っている例を含め、他の教育委員会における入学者選抜の実施方法等を参照するなどしていただく」としました。今後は教職員や社会全体にある、内なる「適格者主義」の克服が急務です。

医療的ケアに関しては、医療的ケア児への支援を学校設置者の責務とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立（21年6月）したものの、看護職員等の中学校校区への配置など「保護者の付き添いがなくても支援を受けられるような措置」の実現には至っていません。この法律の通知の中で「付き添いが不要になるまでの見通しなどについて保護者に対して丁寧に説明すること」（21年9月）とあり、一刻も早い保護者の負担軽減に向けてとりくむ必要があります。

22年9月、国連・障害者権利委員会より日本政府に対して勧告（総括所見）が出されました。総括所見では、日本の分離教育の中止とインクルーシブ教育に関する国の行動計画の策定、4.27通知の撤回等が勧告されましたが、文科大臣は、現行の「特別支援教育の中止は考えていない」「4.27通知も撤回しない」と会見しました。日本政府は、条約批准国としての責務を果たすべきです。今後は、総括所

見をいかし、障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、だれも排除されない施策の充実や、地域でともに学ぶ教育実践をすすめることが重要です。

東日本大震災、東電福島第一原発事故から13年が経過しました。しかし、避難生活者は未だに29328人（復興庁、3月）を数えています。また、今年1月の能登半島地震の避難者数は、最大5万人以上とされ、半年時点の7月でも2086人が避難生活を強いられています。各地で大規模災害が発生する中、私たちは、震災・原発事故を風化させることなく、子ども期の被災体験がその後に及ぼす影響を見守り続け、支援策を講じるとともに、震災後に生まれた子どもたちも含め防災・減災教育を継続する必要があります。

子どもの人権連は、今後も子どもの権利条約の広報活動とともに、「総括所見」のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまで果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や障害者権利条約、社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

II. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等、子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」などに、他団体やNPO等と連携して参画します。
- (3) 「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」等と連携し、子どもコミッショナーなど子どもの権利擁護のための第三者機関の設置を求めとりくみます。
- (4) 障害者権利条約をはじめ国連の人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議に参加し、第5回子どもの権利委員会審査（第6回・第7回報告書）にむけとりくみます。
- (5) 子どもの人権実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの人権条約ファイルやバッグ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 機関誌「いんぷおめーしょん」の発行、ホームページの活用等をとおして、情報発信や子どもの権利条約の啓発・広報を充実させます。
- (10) 人権連の活動の基盤強化に努めます。